

障害者支援施設  
共同生活援助事業所  
福祉ホーム

各施設長様

令和3年6月17日

京都市保健福祉局  
医療衛生企画課  
障害保健福祉推進室

## 障害者支援施設等（入所・居住系施設）におけるワクチン接種について

障害福祉サービス職員に対する優先接種に向けた、障害者支援施設等（入所・居住系施設）における新型コロナワクチン接種について、下記のとおり、実施を依頼しますので、御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

御不明点がありましたら、障害保健福祉推進室（222-4161）までお問い合わせください。

### 記

#### 1 対象施設について

障害者支援施設，障害者共同生活援助事業所，福祉ホーム

#### 2 施設毎の対応について

対象施設におかれましては、事前のアンケート（令和3年6月10日付）の回答に対応する、以下（1）～（3）に沿って、接種準備を進めていただきますようお願いいたします。

##### （1）嘱託医等により施設内で接種を実施する場合（アンケート回答：ア）

**別添**「ワクチン接種に係る手続きについて」に従って、接種準備を進めてください。

##### （2）施設内接種を希望するが、医療機関の確保が困難な場合（アンケート回答：イ）

障害保健福祉推進室までメール（syogai@city.kyoto.lg.jp）か電話で御連絡ください。医療機関の確保の調整をさせていただきます。

<注意>御連絡前に、接種希望人数と接種希望月を決定しておいてください。

医療機関が確保できれば、（1）と同様、**別添**「ワクチン接種に係る手続きについて」に従って、接種準備を進めてください。

##### （3）施設内での接種を希望（実施）しない場合（アンケート回答：ウ，エ）

集団接種会場やかかりつけ医等での接種をお願いします。

なお、障害福祉サービス職員は、住民票所在地の市町村の接種体制に応じて、優先的に接種を受けることができます。優先接種枠で接種をされる職員は、接種券とともに、優先接種対象であることを証明する「証明書（**別紙1**）」を接種会場に持参して、接種してください。

「証明書（**別紙1**）」は、接種を希望する職員に対し、各施設が発行してください。また、発行に当たっては、名簿等を作成し管理してください。

## ワクチン接種に係る手続きについて

## 1 ワクチン接種対象者

- (1) 入所（入居）者（接種日時時点で満16歳以上）  
65歳以上の入所（入居）者だけでなく、64歳以下の入所（入居）者も同時に接種できることとします。
- (2) 施設職員（接種日時時点で満16歳以上）
  - 入所（入居）者と同じタイミングで施設内において接種する場合に限ります。
  - 対象施設に併設する訪問系（相談支援を含む）・通所系サービス事業所等の利用者・職員についても、同時に接種することが可能です。
  - サービスの種類や職種は限定しません。

## 2 接種券

- (1) 接種券の郵送  
接種券は、お住いの市町村から「住民票所在地」に郵送されます。  
※64歳以下（昭和32年4月2日以降にお生まれの方）の方は、時期によって届いていないことがあります。
- (2) 接種券の有無による接種
  - 接種券が手元に届いていない場合も接種は先に行っていただく等、柔軟な対応を可能とします。なお、接種券が手元に届いていない状況で接種を受けることについては、接種実施医療機関の了解を得たうえで実施してください。  
また、接種者名簿（別紙2）で接種したことを管理してください。  
※ 接種者名簿は、本市に提出いただく必要はありません。
  - 接種券が届いたら、接種券を回収していただき、接種実施医療機関において必要な処理（接種済証発行、予診票への貼付、VRS読込）を行っていただいでください。

## 3 各施設における調整事項

## (1) 入所（入居）者・職員への説明，意思確認

- 入所（入居）者及び職員に対し、ワクチン接種について説明を行い、接種の意思確認を行ってください。

※ 説明に当たっては、京都市情報館に掲載の資料を御活用ください。郵送が必要なときは、京都市情報館の申込フォーム（※）から申し込んでください。

※ コロナワクチンの接種に当たっては、「予診票」が必要です。本市から住民票所在地に郵送でお届けしていますが、手元にないときは、京都市情報館の申込フォーム（※）から発注してください。

（※）<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000285614.html>

※ 接種に当たっては、本人の接種意思が必要です。意思確認が困難な方については、家族等からの協力を得て意思確認を行ってください。



## (2) 接種実施医療機関（嘱託医（施設内診療所を含む。）や往診医等）との調整

- 嘱託医等にワクチン接種をしていただけるか否かを確認してください。
- 接種可能なときは、接種実施医療機関と接種日・接種人数について調整してください。
- ワクチンは1バイアル（※）で6人分接種できますので、1日当たりの接種予定人数が6の倍数となるよう調整し、スケジュールを組んでください。  
（※）バイアルとは、ワクチンが入っているガラス製の容器のことです。



## (3) 接種の予約

- 確定した内容を基に、障害者支援施設から接種実施医療機関にワクチン接種の予約をしてください。  
予約の際は、接種実施医療機関に対し、「接種人数」、「接種予定日（※1）」、「ワクチンは、『京都市ワクチン WEB 発注システム』にて接種医療機関から注文していただく（※2）」ことをお伝えください。  
（※1）実施計画書（別紙3）を基に接種実施医療機関と合意した日  
（※2）接種実施医療機関が行う『京都市ワクチン WEB 発注システム』によるワクチン発注の締め切りは、ワクチンの配送曜日の3営業日前となります。締め切り後の日程、人数の変更はできません。

※ ワクチンは、接種を行う医師が所属する医療機関に配送されます。スケジュールを組む際には、ワクチンが配送される日を必ず事前に医療機関に御確認ください。



## (4) 新型コロナウイルスワクチン接種に係る実施計画書の提出

- 接種実施医療機関への接種予約後、実施計画書（別紙3）を作成し、下記メールアドレスに、指定の件名で御提出ください。  
件名：「（施設名称※）実施計画書」  
提出先メールアドレス：[sakcf163@city.kyoto.lg.jp](mailto:sakcf163@city.kyoto.lg.jp)  
※施設名称は、回答施設名を入れてください。別途パスワードを送る場合は、件名を『（施設名称）実施計画書 PASS』としてください。

## 4 ワクチンの配送について

- 嘱託医や往診医の所属医療機関（施設内診療所を含む。）へワクチンを配送します。接種実施医療機関が「京都市ワクチン WEB 発注システム」にて必要な量のワクチン発注を行っていただくよう、お伝えください。
- 当該医療機関の配送グループ（月・木配送又は火・金配送）に合わせて配送します。ワクチンの発注〆切は、配送希望日の3営業日前ですので、〆切後の日程、人数変更がないよう、余裕を持って「接種人数」「接種予定日」を接種実施医療機関にお伝えください。

## 5 ワクチンが無駄にしない取組

接種当日に体調不良等で接種できない人が生じた場合、ワクチンが無駄にしないため、以下の例のような対応を取れるよう、あらかじめ検討をお願いします。

- ・ 翌日の接種予定者を繰り上げて接種する。
- ・ 接種のキャンセル等により端数となる人数（1から5人）の接種を後日に変更する。
- ・ 同一敷地内、同一建物内に併設する事業所、近隣の事業所等の施設職員に接種する。

貴重なワクチンに廃棄が出ないように、各施設において、計画的なスケジュールを組んでいただくとともに、接種当日の急な接種者数の変更等に備えた対応を御検討いただきますよう、御協力をお願いします。

(参考) <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000284399.html>

## 6 問合せ先

ワクチン接種に係る手続きに関すること

京都市保健福祉局医療衛生企画課（新型コロナワクチン予防接種事業担当）

TEL：075-222-3423

嘱託医等がない場合の施設内接種、証明書の発行に関すること

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

TEL：075-222-4161

メール：syogai@city.kyoto.lg.jp

